



# プエンテ PUENTE

「Puente (プエンテ) とはスペイン語で「かけ橋」という意味です。みなさんと行政書士とのかけ橋となれるよう思いを込めて。」

## Vol.26

# 成年後見って何？



▶ P2～5 特集：成年後見制度

▶ P6～7 特定商取引法の改正について

▶ P8 行政書士 ADR センター東京のご案内



CARD

成年後見って何

なに

何

# 成年後見 Q&A

## Q.1

### 「成年後見制度」って何？



高齢や障害などにより判断能力が低下したり欠けたりしたため、必要な財産管理や生活、療養看護等に関する事務を自分で決めることが困難になることがあります。そのような場合に、成年後見人等が家庭裁判所の監督の下に、本人の自己決定権をできるだけ尊重しながら、権利や利益を保護するとともに、本人が持っている能力を活用して、普通の生活が維持できるように支援していく制度です。その方法として、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

## Q.2

### 「後見」「保佐」「補助」って何？



本人の判断能力の程度に応じて定められた法定後見制度の3つの種類のことです。常時に判断能力を欠くような場合は「成年後見」、判断能力が著しく不十分であるような場合は「保佐」、判断能力が不十分であるような場合は「補助」というように分かれています。家庭裁判所は、申立てにより、3つの類型に対応して、成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）を選任しますが、その際、家庭裁判所が付与する同意権・取消権、代理権の範囲は、それぞれの類型に応じて決められることとなります。

## Q.3

### 誰が申立てをすることができるの？



本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見人（任意後見契約発効前の任意後見受任者を含む。）又は検察官です。4親等内の親族がいない場合や、いても協力を得られない場合には、市区町村長が申し立てることもできます。

## Q.4

### 成年後見人等には誰になるの？



成年後見人等に「なれる人」や「なるべき人」について、明確な法律上の規定はありませんが、成年後見人等に「なれない人」（欠格事由）として、①未成年者、②破産者、③家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、④被後見人に対して訴訟をし、または過去にした者並びにその配偶者及び直系血族、⑤行方の知れない者、が挙げられています。そのため、親族でも、第三者でも、法人でも、上記欠格事由に該当しなければ、成年後見人等になれないことはありません。ただし、成年後見人等は、本人にとって適任と思われる人を家庭裁判所が選任しますので、その人が上記欠格事由に該当しないからといっても、実際に成年後見人等になれるかどうかは別、ということになります。

## Q.5

### 成年後見人等の候補者がいない場合はどうすればいいの？



申立ての際に必ず成年後見人等の候補者が必要になるわけではありません。適任の人がいない場合は、成年後見人等の選任を家庭裁判所に一任することができます。また、成年後見人等の候補者を立てた場合でも必ずその人が成年後見人等に選任されるとは限りません。家庭裁判所では、本人にとって適任と思われる人を成年後見人等に選任します。事案によっては、成年後見監督人等が選任されることもあります。なお、家庭裁判所に選任された成年後見人等については、不服申立てをすることができません。第三者の専門家が成年後見人等に選任された場合は、家庭裁判所の決定により、当該成年後見人等に対して、本人の財産から報酬が支払われることとなります。

## Q.6

### 成年後見人等は何をしてくれるの？



成年後見人等は、与えられた同意権・取消権、代理権の範囲において、財産の管理（例えば、預貯金の入出金チェックと必要な費用等の支払い、所有不動産の管理・売却等）や治療、介護に関する契約の締結などをします。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。

## Q.7

### 「任意後見制度」って何？



将来、本人の判断能力が不十分となった時に備えて、本人を支援する人（任意後見人）と支援して欲しい内容を、あらかじめ契約（任意後見契約）で決めておく制度です。契約は公正証書で行います。契約の効力は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから生じます。必要な場合には、任意後見契約に加えて、財産管理等の任意代理契約をしておく場合もあります。

## Q.8

### 「財産管理等委任契約」「見守り契約」って何？



任意後見契約の効力が生じる前から何らかの支援を受けたい場合に、任意後見契約と併せて「財産管理等委任契約」や「見守り契約」などの任意の代理契約をしておくことができます。「財産管理等委任契約」の具体例としては、住宅等の不動産や預貯金、年金等の管理、税金や公共料金の支払い等が挙げられます。「見守り契約」では、将来、任意後見監督人の選任が適時に行われ、任意後見事務が適切に行われるよう、契約締結の当初から、任意後見受任者と本人が定期的なコミュニケーションを取り、本人の健康状態、日々の生活状況の見守りをしていこうというものです。

## Q.9

### 「成年後見登記制度」って何？



成年後見登記制度とは、ある人について、成年後見等の審判を受けているか、任意後見契約がなされているか、誰が成年後見人等なのか、またその成年後見人等の権限がどうなっているかなどの情報（登記事項）をコンピュータ・システムによって記録しておく、その情報（登記事項の証明書や登記されていないことの証明書）の入手が必要な場合には、所定の機関を通じて、情報の開示や証明文書の発行をするという制度です。この成年後見等にかかる登記事務は、現在、東京法務局後見登録課で全国の事務を取り扱っています。この登記制度ができたことで、従来の禁治産や準禁治産のように、戸籍へ記載されることはなくなりました。

## Q.10

### 成年後見制度を利用した場合に費用はどのくらいかかるの？



法定後見の場合は、審判の申立費用として、申立手数料（800円）、登録手数料（4,000円）、連絡用の郵便切手代、鑑定が必要な場合の鑑定料（概ね5万円から10万円程度）、その他、申請書に添付する戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの費用も別途かかります。

任意後見契約の場合は、公正証書作成の基本手数料（11,000円）、公正証書1枚につき250円×枚数、登記嘱託手数料（1,400円）、登記印紙代（4,000円）、その他本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書の郵送用の切手代などがあります。専門家に依頼した場合にはその費用も必要となります。

東京都行政書士会は、成年後見制度に関するご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

## 特定商取引法の改正について

消費者を守る“特定商取引に関する法律”（以下「特商法」とする）が改正され、平成21年12月1日に施行されました。

### ◆主な改正点は？

#### 指定商品、指定役務（サービス）制度が廃止されました。

従来訪問販売、電話勧誘販売などでは政令で指定された商品・役務のみが適用対象となる「指定商品・指定役務制度」をとっていたために、指定から外れている商品やサービスを見つけては利用する悪質な手口が続いていました。このような場合、従来は政令で追加指定をしていましたが、本改正で原則全ての商品、サービスが特商法の対象となります。（逆に除外されるものを指定するようになりました。）

ただし、権利の契約については、指定権利制度は残されておりますので注意が必要です。

（例）保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利など

～こぼれ話～  
自動販売機は「営業所等」に該当すると定義されたので特商法の適用外となります。もし定義付けされなかったら自販機の商品もクーリング・オフ対象だったかも…

#### 訪問販売規制を強化しました。

①再勧誘の禁止規定ができました。

「契約を締結しない旨の意思」を示した消費者への再勧誘が禁止されました。

（例）「このファンデーションはいりません。」…当該ファンデーションは断っているが、他の化粧品品の勧誘をすることはできる。

（例）「掃除機はいりません。」…広く掃除機全般を断っているのに、この型式以外の掃除機の勧誘も禁止される。

（例）「うちはリフォームはしません。」…壁面工事や屋根の修繕など特定のものに限らず広くリフォーム全般を断っているのに、リフォーム工事全般について再勧誘はできない。

～こぼれ話～  
「訪問販売お断り」のシールはどうか？～実は、意思表示の対象や内容がこれだけでは全く不明瞭であるため、「契約を締結しない旨の意思」の表示には該当しないとされます。ただし、この取扱いは特商法におけるものであり、地方自治体における消費者保護条例の

- 運用などに影響を与えるものではありません。例えば大阪府消費者保護条例では、訪問販売業者から見える場所に「訪問販売お断り」と明示したステッカーなどを貼ってある場合は、「拒絶の意思を表明している」と認め、消費者に対し勧誘する行為を禁止しています。つまり一定の効果はあるのだということになります。

## ②過量販売に規制ができました。

「通常必要とされる量を著しく超える商品等」の購入契約をした場合、契約後1年間は契約を解除できるようになりました。(ただし購入者に特別の事情があった場合は除く。)

通常必要とされる量の目安として(社)日本訪問販売協会が目安を示しています。(下記参照)

<http://www.jdsa.or.jp/www/rireki/shousai/21pdf/20091029meyasu.pdf>

**健康食品**：原則、1人が使用する量として1年間に10カ月分  
**体型補正下着**：原則、1人が使用する量として1年間に2セット  
**寝具**：原則、1人が使用する量として1組  
**学習教材**：原則、1人が使用する量として1年間に1学年分  
**住宅リフォーム**：原則、築10年以上の住宅1戸につき1工事

## ③使用利益が請求できないことが明確化されました。

訪問販売において期間が大分経ってからのクーリング・オフ事例(例えばクーリング・オフ妨害を受けたので後日行使したなど)が多数でできました。このような場合、商品を既に使用しているケースも珍しくありません。そこで仮に商品を使用していた場合でも、事業者はその対価を原則請求できないことが明確になりました。

## インターネット取引の規制が強化されました。

従来から通信販売などには、返品特約などの明記義務などがありました。トラブルは多発していました。そこで、商品、指定権利の購入契約につき返品の可否・条件・送料の負担を広告に表示していない場合は、8日間、送料を消費者負担で返品(契約の解除)を可能にしました。ただし事業者が通信販売の広告で返品特約に関する記載を省令で定めるルールにより行った場合はその限りではありません。

※インターネット通販を行う場合は、広告に加えて、いわゆる「最終申込み画面」においても、返品に関する特約を表示していないと、返品特約を有効にすることができないこととされています。これは「ブックマーク」などで後から直接そのウェブ画面にたどりつき、広告における返品特約を確認しないというケースを想定し考えられたものです。

(行政書士吉田安之)



# 裁判せずに紛争解決！ 行政書士ADRセンター東京のご案内

## ADR(エーディーアール)って何？

裁判によらずに当事者間の話し合いで紛争解決をめざす手続きです。  
紛争解決事業者として法務大臣の認証を受けた「行政書士ADRセンター東京」があなたの  
紛争解決のお手伝いをします。守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

## どんなことを相談に乗ってもらえるの？

行政書士の専門分野に即して、以下の4つの分野のご相談に対応します。

- ①外国人の職場環境・教育環境に関する紛争  
……外国人の職場での待遇についての不満、外国人就学者に対するいじめ等
- ②自転車事故に関する紛争  
……自転車と自転車の衝突、自転車と歩行者の衝突、自転車が引き起こした物損事故
- ③愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争  
……ペットによる噛みつき事故、ペットの医療事故、犬の鳴き声をめぐる紛争等
- ④居住用賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争  
……敷金清算に関する紛争等

ADR手続の詳細については、  
「行政書士ADRセンター東京」までお気軽にお問い合わせください。

**TEL 03-5489-7441**

遺言・相続などのご相談は……

**市民相談センター TEL 03-5489-2411**

成年後見に関するご相談は……

**成年後見センター TEL 03-5489-7444**

プエンテ  
**Puente Vol.26**

平成22年2月20日 発行  
マンガ作者：のんた

編集 東京都行政書士会広報部  
編集委員長 森山 潤  
編集委員 田村 通彦・梶原 恭子  
青山 純子・久保 晶子

発行人 東京都行政書士会  
会長 中西 豊  
東京都目黒区青葉台3-1-6  
TEL 03-3477-2881  
FAX 03-3463-0669  
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>

印刷所 東京都同胞援護会事業局

**ご相談ください！**

